

平成29年度事業計画

(公財) 栃木県ひとり親家庭福祉連合会

事業概要

当法人は、ひとり親（母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦をいう。以下同じ。）家庭の福祉の向上を目指す県レベルの唯一の公益財団法人として、定款に定めた目的に沿って事業を推進する。

ひとり親家庭にとって子どもの健全な成長と安定した職業を確保して自立していくことは、最も重要な課題となっている。このため、国及び地方公共団体においては「自立支援」に主眼を置いた総合的な支援施策を実施しているところであり、当法人としても同様の観点から今年度は次の事業を推進する。

第1に、ひとり親家庭の福祉の向上を目的として各市及び町を単位に組織された母子・父子福祉団体（以下「市町団体」という。）の活動支援等事業として、ひとり親家庭への支援の担い手となる指導者の育成や組織の充実強化に取り組む。また、栃木県ひとり親家庭福祉研修大会の開催や関東地区研修大会の共催事業を行うほか、市町団体の活動に対し助成を行うとともに、親子ふれあい会を開催し市町団体会員の交流と新規加入の促進を図り、ひとり親家庭の自立促進を促す。

第2に、ひとり親家庭の自立支援のための事業として、「母子家庭等就業・自立支援センター」（以下「センター」という。）事業を栃木県及び宇都宮市から受託し、生活相談や法律等専門相談を始め、就業相談、就業支援のための講習会や就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施するとともに、センター事業の広報活動を充実推進し、より多くのひとり親家庭への浸透を図る。また、ひとり親家庭等日常生活支援事業による生活援助及び子育て支援の強化をはじめ、無料職業紹介事業、貸付事業（小口資金貸付、高等職業訓練促進資金貸付事業）及びひとり親家庭生活支援の充実を図り、ひとり親家庭の自立支援に努める。

第3に、県子ども総合科学館内ミュージアムショップ（以下「売店」という。）の経営強化と物品等販売の充実を図ることにより、売り上げを伸ばし、当法人の運営及び公益事業の資金確保に努める。

第4に、様々な課題等に対応するため、関係機関と連携・協力を図りながら、ひとり親家庭の就業・自立支援の中心的な役割を担う団体としての責務遂行に努める。

I 事業推進にあたっての基本的事項

1 管理運営の適正化

省エネ、経費節減に努めるなど効率的・効果的な予算執行を図るとともに、施設設備の安全管理に努める。

2 利用者サービスの向上

利用者からのモニタリング調査を随時行い、その結果を基に自己評価をするとともに、利用者へのサービス向上に努める。

3 文書の管理及び個人情報等の適正化

受託業務等の遂行に当たり、作成し、又は取得した文書・情報等の管理・保存及び個人情報の保護並びに情報公開の取扱いについては、法令等の定めるところによりこれを遵守し適正に行う。

II 市町団体の活動支援等事業

1 指導者育成事業

(1) 栃木県ひとり親家庭福祉研修大会の開催

県内の市町団体の役員及び会員並びにひとり親家庭福祉関係者が一堂に会し、ひとり親家庭福祉の課題や支援策についての研修を行い、これによりひとり親家庭の福祉の向上と会員等の資質の向上を図る。

なお、講演会等については、若年世代のひとり親家庭の母等一般県民の参加も呼びかける。

- ① 内 容 行政説明、講演、分科会、事例発表、意見交換等
- ② 開催時期 平成29年7月2日（日）～3日（月）
- ③ 開催場所 日光市（鬼怒川観光ホテル）

(2) 関東地区母子寡婦福祉研修大会の共催

関東甲信越静地区の母子・父子福祉団体とともに、会員や行政職員等を対象としたひとり親家庭福祉の課題や支援策についての研修を行い、これによりひとり親家庭の福祉の向上と会員等の資質の向上を図る。

- ① 内 容 行政説明、シンポジウム、意見交換、基調講演、大会決議等
- ② 開催時期 平成29年9月24日（日）～25日（月）
- ③ 開催場所 新潟県長岡市（ホテルニューオータニ長岡）

2 団体育成事業

市町団体の活動支援と組織の充実及び活性化を図るため、地域におけるひとり親家庭の福祉の向上を目指した事業への助成を行う。

(1) 助成金交付事業

市町団体が行う次の事業に対し助成金を交付する。

① 研修会等事業助成金

ア 研修会等事業 1万円以内

幹部等の養成又は資質の向上のため、各種の研修会及び講習会等を実施した場合

イ 母子部活性化等事業 2万円以内

母子部の活性化を目的とした事業又は母子部を立ち上げるための事業を実施した場合

② 親子のつどい事業助成金 1万円以内

ひとり親家庭の親と子のリフレッシュを図るための事業を実施した場合

③ 加入促進事業助成金

ア 加入促進助成 2万円以内

新規会員の加入促進を図るため、効果的な事業を実施した場合

イ 加入者助成 母子（父子）家庭の母・父→1人当たり：1千円
寡婦（65歳未満）：5百円

加入促進助成事業の実施により新規に会員が加入した場合

④ 地域活動モデル地区助成金 10万円以内

市町団体の地域活動を促進するため、将来にわたり本格的な事業として活動が見込める地区活動モデル事業を実施した場合

⑤ 地域活性化事業助成金

ア 地区連合体事業 5万円以内

地区母子寡婦福祉団体連合会を構成する市町母子寡婦福祉団体の活性化を図るため、地区連合体としての事業を実施した場合

イ 母子寡婦福祉団体設立助成 10万円以内

母子寡婦福祉団体未設置市町において、ひとり親家庭の母等の母子寡婦福祉団体を立ち上げた場合

3 団体交流等事業

各市町団体の会員の交流と新規加入の促進のため、意見交換会やレクリエーション活動を行う。

(1) 親子ふれあい会

日々、子育てや就労に忙しいひとり親家庭の親と子が楽しい企画で一日を触れ合うことにより心身のリフレッシュを図るとともに、他団体会員との交流を深める。

また、非会員のひとり親家庭にも参加を呼びかけ、当法人の事業や市町団体の活動等への理解を深め、新規加入の促進を図る。

ア 開催日 平成29年10月7日(土)

イ 開催場所・内容 未定（母子部会において決定）

4 普及啓発事業

当法人の事業や市町団体の活動状況を広く県民に紹介し、ひとり親家庭への理解と支援事業への参加・協力を呼びかけるとともに、行政機関や関係団体に啓発資料等を配布し、窓口等におけるPRを図る。

(1) 機関紙の発行

- ・機関紙「白梅」を4月及び10月に、各3,000部発行する。
- ・母子部会機関誌「ぶちとまと」を1月に、3,000部発行する。

(2) パンフレットの発行

事業の紹介や参加募集のパンフレット等を作成し、広く県民に周知する。

(3) ホームページの活用

当法人のホームページを充実させ、県ひとり親連及び市町団体の各種事業情報を

積極的に提供する。また、メールによる問い合わせにも対応する。

(4) 当法人のイメージロゴの作成

当法人のイメージロゴを作成し、パンフレットやホームページ等に掲載するなどして当法人の理解と関心を高め、当法人が実施する各種事業へのひとり親家庭の父母等の参加等の増大を図るとともに、併せて、新規会員の加入を促進する。

(5) 会長表彰

表彰規程に基づき、母子寡婦福祉活動に当たって、他の模範であるもの及び功績が特に顕著であるものに対し、その功績をたたえとともに感謝の意を込めて、個人及び団体を表彰並びに感謝の意を表する。

ア 対象者 援護功労者、優良母子寡婦福祉団体及び優良母子寡婦福祉活動施設・団体

イ 表彰式 第23回栃木県民福祉のつどい
・平成29年8月29日（火）
・宇都宮市文化会館

(6) イベントへの参加

県民の日イベントやフェスタ in パルティなどにおいて、当法人事業の紹介やひとり親家庭への理解と支援について参加・協力を呼びかける。

ア 県民の日 平成29年6月17日（土）

イ フェスタ in パルティ 平成29年11月25日（土）

Ⅲ ひとり親家庭の自立支援のための事業

1 母子家庭等就業・自立支援センター事業（受託事業）

(1) 就業支援事業

就業や子育てをはじめとする日常生活における様々な不安・悩みについて、就業から生活まで一貫した相談をセンター内で行うとともに、相談者の利便性を考慮し、県健康福祉センターや市単位で巡回相談を実施する。

また、無料職業紹介許可事業所として、求人票の登録、職業紹介、あっせん及び求人開拓を実施する。

ア 相談事業

① センター内

開所日（火曜日～日曜日）に随時受付し、必要に応じ、就職情報の提供、職業紹介等を行う。

また、養育費相談に当たっては、養育費相談支援センターとの連携を図り適切な相談に応じるとともに、毎月行う法律相談（(4)ア①）の活用も図りながら養育費確保に向けての支援を行う。

② 巡回相談

県内全域の就業ニーズに対応するため、県健康福祉センター及び市福祉事務所の母子・父子自立支援員と連携を図りながら巡回相談を行う。

・実施場所 各広域健康福祉センター等を単位に県北、矢板、県東及び県南の県内4地区及び各市福祉事務所単位 13ヶ所

- ・実施時期 6月から11月までの平日又は土曜日

イ 自立支援プログラムの策定

児童扶養手当受給者のうち希望する者に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定する。

ウ 就業促進活動（求人開拓）

企業等に対して求人開拓を行うとともに、ひとり親家庭に対する理解と協力を求めるためパンフレット等を配布するなど効果的な就業促進活動を行う。

(2) 就業支援講習会等事業

ア 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）の開催

ひとり親家庭を対象に、円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得のための就業支援講習会として介護員養成研修を実施する。

① 実施日及び実施場所

- ・県央会場 平成29年5月～12月の土・日曜日（24日間：130時間）
とちぎ男女共同参画センター及びTBC福祉教育センター等
- ・県南会場 平成29年5月～12月の土・日曜日（24日間：130時間）
栃木市保健福祉センター及び佐野日本大学短期大学等

② 募集定員 県央会場35名(うち15名宇都宮市受託分) 県南会場35名

③ 受講料 無料。ただし、テキスト代等の自己負担有り

④ その他

やむを得ない事由により補講しなければならない受講生に対しては、民間の研修施設に補講委託等を行うことにより対応する。

イ パソコン技術指導の実施

ひとり親家庭を対象にエクセルやワードなどの基本操作等を指導し、スキルアップを図り、より良い就業等に結びつけることを目的とする。

研修の実施方法は、個別方式（マンツーマン）又は集合方式で実施し、受講料は無料とする。

① 個別方式（マンツーマン）

- ・受講申込み 受付は随時、予約制とする。
- ・受講時間等 1回1時間半程度、基本操作や文章等作成まで
エクセル、ワード各5日
- ・受講料 無料

② 集合方式

- ・受講申込み 日程を決めて、受講者を募集する。
- ・受講時間等 1日2時間半程度で12日間（土曜又は日曜日）
エクセル、ワードの中級程度で、当該程度（エクセル）の資格取得を目指す。
- ・会場 2会場で実施（会場は今後決定）
- ・募集定員 15名程度

- ・受講料 無料。ただし、テキスト代、資格取得試験料等の自己負担あり

ウ 医療事務講習会の開催（法人独自事業）

ひとり親家庭を対象に、円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得のための就業支援講習会として医療事務講習会実施する。

① 実施日及び実施場所

- ・宇都宮市 平成29年8月～平成30年1月の概ね土曜日（13日）
とちぎ男女共同参画センター

② 募集定員 25名程度

③ 受講料 無料。ただし、テキスト代等の自己負担あり

④ その他 医療事務管理士技能認定試験あり

(3) 就業情報提供事業

公共職業安定所、栃木県人材・研修センター等から提供される求人情報や企業等の求人開拓により得た求人情報をひとり親家庭に提供して求職活動を支援する。

ア 就業支援バンク（栃木労働局から無料職業紹介事業の許可を受けて実施する。）

求職登録をした就業支援講習会修了者等に対し、希望に応じた求人情報を提供して就職斡旋を行い、就業の促進を図る。

イ インターネットの活用

就業等相談に来所したひとり親家庭に、インターネットを活用して、ハローワーク求人情報等各種情報をタイムリーに提供する。

(4) 養育費等支援事業

県健康福祉センター及び市福祉事務所の母子・父子自立支援員や当センターの相談員が受けた相談のうち、法律や企業経営等の専門的かつ複雑な問題について、弁護士や経営コンサルタントの適切な指導・助言を得て問題解決を図ることによりひとり親家庭の自立支援を行う。

ア 専門相談

- ① 法律相談～弁護士による定期的な相談(毎月2回、原則第2・4水曜日)
- ② 起業相談～中小企業診断協会栃木県支部会員による経営診断等(随時受付)

(5) 管内自治体・福祉事務所支援事業

ア 就業・生活相談事例検討会の開催

母子家庭の母等の相談に対応する各福祉事務所母子・父子自立支援員等を対象に、法律基礎知識の習得やキャリアカウンセリング技術の習得など、相談業務に関する対応力向上のための効果的な研修を行い、地域における相談機能の充実強化を図る。

① 実施日 平成29年5月25日(木)

② 実施場所 とちぎ男女共同参画センター

③ 内容

- ・就業相談事例の検討

- ・県内雇用情勢等、支援制度の理解
- ・就業・生活相談に関する知識や技術の取得及び情報交換

イ 養育費相談支援研修会の開催

養育費や離婚に関する相談業務に携わる者（母子・父子自立支援員等）の育成、養育費制度等の啓発の充実のための研修を実施する。

- ① 実施時期 平成29年9月7日(木)
- ② 実施場所 とちぎ男女共同参画センター
- ③ 講師 養育費相談支援センター職員等

ウ ひとり親家庭サポーターのつどいの開催

① 目的

ひとり親家庭の現状や問題を共有し、ひとり親家庭への理解を深めるため、有識者による講演やパネルディスカッションなどを行うとともに、先進事例の紹介や意見交換等によりひとり親家庭の自立を支援するサポーターを育成する。また、市町団体の将来を担うリーダーの育成を図る。

- ② 開催日 平成29年10月29日（日）
- ③ 開催場所 とちぎ男女共同参画センター
- ④ 内容 基調講演及びパネルディスカッション 等
- ⑤ 参加者 200名程度
- ⑥ 受講料 無料

エ 栃木県ひとり親家庭福祉研修大会の開催（再掲）

ひとり親家庭福祉の課題や支援策についての研修を行い、これによりひとり親家庭の福祉の向上と母子・父子自立支援員等関係者の資質の向上を図る。

- ① 内容 行政説明、講演、分科会、事例発表、意見交換等
- ② 開催時期 平成29年7月2日（日）～3日（月）
- ③ 開催場所 日光市（鬼怒川観光ホテル）

(6) 広報啓発・広聴事業

ア パンフレット等の作成

センター事業を広く県民の周知するため、パンフレット等を作成する。

イ ホームページの活用

センターのホームページを充実させ、センターの事業情報を積極的に提供する。また、メールによる問い合わせにも対応する。

ウ 各種事業及びイベントにおける普及啓発

就業支援等講習会、親子ふれあい会、ひとり親家庭サポーターのつどい、県民福祉のつどい、県民の日、フェスタ in パルティ等々において、パンフレットの配布や事業紹介を行う。

2 ひとり親家庭等日常生活支援事業（受託事業）

ひとり親家庭が、就学や就職などの自立促進に必要な事由、又は疾病や冠婚葬祭等の事由などにより、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯あるいは父子家庭になって間がなく生活が不安定な世帯に対し安定するまで間、家庭生活支援員を派遣

し、無料又は一部負担により、必要とする生活援助や子育て支援を行う。

また、この事業を推進していくために必要な家庭生活支援員を養成するための研修を実施する。

(1) 家庭生活支援員派遣事業

市町団体を窓口として、生活援助や子育て支援を必要とするひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する。

(2) 家庭生活支援員養成研修の開催

ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な推進を図るため、ひとり親家庭の生活援助及び子育て支援の担い手となる家庭生活支援員を養成する。

① 実施時期等 平成30年1月から2月 2回開催

② 募集定員 30名（1開催当たり） 計60名

③ 内容

子育て支援に係る講義及び保育所見学実習（27時間：延べ5日間）

④ その他

厚生労働省通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営についての一部改正について」（平成16年3月24日雇児福発0324002号）に基づく研修科目及び時間とする。

3 無料職業紹介事業

職業安定法第33条第1項に基づき厚生労働大臣の許可を受けた無料職業紹介所として、ひとり親家庭の希望する業種を紹介するとともに、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋し、自立支援を促進する。

4 貸付事業

(1) 小口資金貸付事業

県内に3ヵ月以上居住する母子家庭の母・寡婦及びその者の子の結婚準備金及び緊急を要する資金等について、次のより貸付を行う。

① 貸付限度額 1回5万円以内

② 貸付期間 貸し付けた日から1年以内

③ 貸付利子 無利子。ただし、手数料1件につき300円

④ 保証人 3親等以内の血族及び姻族1名

⑤ 償還方法 据置期間2ヵ月で、月賦又は一時償還

⑥ 貸付窓口 各市町団体会長

⑦ 原資 栃木県からの借入金200万円及び県ひとり親連からの拠出金150万円

⑧ その他

長期滞納者に対し、引き続き償還指導を強化していく。

(2) 高等職業訓練促進資金貸付事業（栃木県補助事業）

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得

を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的として次の貸付を行う。

① 貸付対象者

栃木県内に住民登録をしているひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、養成機関に入学する者や養成機関修了後に資格を取得し、1年以内に取得した資格が必要な業務に従事し、栃木県内で引き続き5年間当該業務に従事する意思がある者

② 貸付額

- ・養成機関への入学に当たり必要とする費用として、入学準備金 50 万円
- ・養成機関を修了し、かつ、1 年以内に資格を取得し就職した場合に、就職に当たり必要な費用として就職準備金として 20 万円

③ 貸付利子

無利子。ただし、保証人がいない場合は有利子（年 1.0%）

④ 貸付金の返還方法

- ・月賦又は半年賦の均等払
- ・一括払い

⑤ 貸付金の返還猶予（据置）期間

- ・養成機関に在学中
- ・養成機関を修了し、取得した資格が必要な業務に 5 年間就労

⑥ 貸付金の返済免除

養成機関卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、栃木県内において 5 年間その職に従事したときは、貸付金を免除する。

⑦ 養成機関の修業に係る資格（1 年以上のカリキュラム）

看護師 准看護師 保育士 介護福祉士 作業療法士 理学療法士
歯科衛生士 美容師 社会福祉士 製菓衛生師 調理師 等

⑧ 貸付窓口

当法人

5 ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、市町団体と協力し、ひとり親家庭の地域での生活を支援する。

(1) 生活支援講習会等事業

次の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。

- ① 生活支援講習会・・・しつけ・育児、健康、支援制度等の講習
- ② 情報交換交流事業・・・同上内容についての情報交換と交流を行う。
- ③ 生活相談・・・講習内容で取り扱われたことに対する個別相談を行う。
- ④ 生活エンジョイ事業・・・美容や趣味の講習・実習

(2) 学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談を受

けることができる大学生等のボランティア（以下「学習支援ボランティア」という。）を児童等の集まる場所に派遣することにより、ひとり親家庭の児童等の学習の充実を図る。

① 県ひとり親連

県ひとり親連は、学習支援ボランティアの募集・選定、派遣調整の管理を行う。

② 市町団体

事業実施市町団体は、ひとり親家庭への周知及び学習支援を希望するひとり親家庭の名簿の作成、会場の設置・運営等を行う。

Ⅳ 財源の安定確保事業

1 収益事業の充実

経営経費等の節減を図るとともに、自主財源の安定的な確保に努め、財政基盤の確立を図る。

(1) 売店の充実

県子ども総合科学館入館者減少とともに年々売上高も減少しているが、顧客ニーズに合った品揃えを進め、収益の向上に努めるとともに経費削減に取り組む。

(2) 物品等頒布事業の実施

財源確保の観点から新規に頒布事業として導入できるものについて検討していく。

① 母子寡婦福祉手帳の頒布

② 歌舞伎等鑑賞券の頒布

③ 家庭用調理用品等の頒布

(3) イベントへの参加

① フェスタ in パルティへの出店

・開催日 平成29年11月25日（土）

2 寄附金等の確保

次の寄附金等について、市町及び関係機関に対し要望していく。

(1) 市町村法令外負担金

(2) 共同募金寄附金配分金

Ⅴ 組織の充実事業

1 連合会組織の充実強化

公益財団法人としての組織の一層の充実強化を図るとともに、指導者の育成に努める。

(1) 組織の充実強化

ア 理事会の開催 5月、10月及び3月に開催する。

イ 評議員会の開催 6月及び3月に開催する。

ウ 会長会議及び母子部長会議等の開催

- ① 会長定例会議 3回（6月、10月、2月）
- ② 会長及び母子部長合同定例会議 3回（4月、8月、1月）
- ③ 母子部長会議（6月、9月、12月）
- ④ 各部会の開催（定例会長会議等の開催時に必要の都度随時開催する。）
- ⑤ 役員（正副会長及び専務理事）会議 12月のほか随時開催

(2) 指導者の育成

ア 会長及び母子部長研修会の開催

- ① 開催時期 1月開催の合同定例会に合わせて開催
- ② 内容 課題の検討協議及び情報交換

イ 研修大会等への派遣

- ① 全国母子寡婦福祉研修大会への参加
 - ・開催日 平成29年11月4日（土）～5日（日）
 - ・開催場所 愛知県名古屋市（ウエスティンナゴヤキャッスル）
- ② 全国母子寡婦福祉指導者研修会
 - ・開催時期 平成30年3月
 - ・開催場所 東京都

2 市町団体の組織の充実

市町団体の組織充実のため、助成金交付要領に基づき総会開催経費の一部を助成する。

- (1) 総会（大会）事業助成金 1万円以内

VI 関係機関との連携

1 県及び宇都宮市

受託している事業について、適正かつ迅速に推進するとともに、ひとり親家庭の福祉の向上を目指した受託事業の充実・拡大について要望していく。

2 各県健康福祉センター及び各市町ひとり親家庭福祉主管課

当法人事業への協力及びひとり親家庭への支援事業の広報等を依頼するとともに、母子・父子自立支援員や民生委員・児童委員等との連携を図る。

3 保健福祉団体等関係団体

県女性団体連絡協議会、県社会福祉協議会及び県共同募金会並びにとちぎ健康福祉協会等との連携・協力を深めるとともに、「社会を明るくする運動栃木県推進委員会」、「男女共同参画社会を考えるとちぎ県民のつどい」等保健福祉団体等が主催する事業への参加・協力を行う。